

温泉法に基づく温泉掘削許可について

[大阪府環境審議会温泉部会報告書]

大阪府環境審議会温泉部会長

令和3年8月23日に知事から諮問があった温泉法第32条に定める事項について、同日に温泉部会を開催し、審議を行った。

審議の結果、同日付けで答申を行ったので、「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第6項の規定に基づき報告する。

なお、「大阪府環境審議会条例」第6条第7項及び「大阪府環境審議会温泉部会運営要領」第3条第5項の規定に基づき、温泉部会の決議を大阪府環境審議会の決議とした。

令和3年度第1回大阪府環境審議会温泉部会
(令和3年8月23日 場所：ホテルプリムローズ大阪)

| | 申請地 | 申請者 | 答申内容 |
|--------|------------------|------------|--|
| 温泉掘削 | 泉南郡田尻町嘉祥寺588番5 | 株式会社ザイマックス | 本申請については許可することに支障ないものと認める |
| 温泉掘削 | 東大阪市新町1番1 | ベニス産業株式会社 | 本申請については450メートル以深にストレーナーを設置することを条件に許可することに支障ないものと認める |
| 温泉動力装置 | 堺市西区浜寺船尾町東三丁302番 | 株式会社祥福企画 | 本申請については許可することに支障ないものと認める |
| 温泉動力装置 | 富田林市大字龍泉880番1 | 日本郵政株式会社 | 本申請については許可することに支障ないものと認める |